

## 防府市手話言語条例案の修正箇所（第二案・第三案）

第二案（第2回検討委員会）	第三案（第3回検討委員会）
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、<u>手話が言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下、全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われるものとする。</u></p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、<u>次に掲げる事項を基本として行われるものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して生活することのできる共生社会の実現を目指すこと。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>手話が言語であり、ろう者等が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下に行われること。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>ろう者等の意思疎通を図る権利が尊重されること。</u></p>

<p>(施策の推進)</p> <p>第7条 市は、第4条の規定にのっとり、次に掲げる施策について推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策</li> <li>(2) 手話による情報の発信<u>及び</u>取得に関する施策</li> <li><b><u>(3) 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策</u></b></li> <li>(4) 手話による意思疎通支援者の養成及び確保に関する施策</li> <li>(5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策</li> <li><u>(6) 災害等の非常時における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策</u></li> <li><b><u>(7) 学校における手話を接する機会の提供、その他手話を親しむための取組を通じた手話への理解の促進に関する施策</u></b></li> <li><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策</u></li> </ul> <p>2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するために必要があるときは、ろう者等並びにその他関係者及び関係団体の意見を聞くよう努めるものとする。</p>	<p>(施策の推進)</p> <p>第7条 市は、第4条の規定にのっとり、次に掲げる施策について推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策</li> <li>(2) 手話による情報の発信・取得<u>及び手話を使用しやすい環境の整備</u>に関する施策</li> <li><u>(3) 手話による意思疎通支援者の養成及び確保に関する施策</u></li> <li><u>(4) 手話を学ぶ機会の確保<u>及び手話を接する機会の提供</u>に関する施策</u></li> <li><u>(5) 災害等の非常時における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策</u></li> <li><b><u>(削除)</u></b></li> <li><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策</u></li> </ul> <p>2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するために必要があるときは、ろう者等並びにその他関係者及び関係団体の意見を聞くよう努めるものとする。</p>
--	--